



## 買取期間満了後の余剰電力の活用方法

買取期間満了後の余剰電力は、次のような活用の選択肢があります。

- 電気自動車や蓄電池・エコキュートなどと組み合わせて、自家消費を拡大
- 電気事業者と買取契約を締結し、余剰電力を売電

なお、太陽光発電の買取期間満了に関する詳細については、資源エネルギー庁のホームページ「どうする？ソーラー」でわかりやすく紹介されております。

売電が可能な小売電気事業者の一覧等も掲載されておりますので、是非ご覧ください。

<資源エネルギー庁WEBサイト「どうする？ソーラー」>

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/solar-2019after/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/)

インターネット検索

どうする？ソーラー

検索

<資源エネルギー庁 問い合わせ窓口>

**0570-057-333**

[受付時間 9:00~18:00 (土・日・祝、年末年始を除く)]

## 買取期間満了後のお手続き

< 弊社（一般送配電事業者）への売電継続を希望される場合 >

**現在のご契約に基づき、新しい買取単価で買取りを継続するため、お手続きは不要です。**

- ※ 弊社（一般送配電事業者）による新しい買取単価に基づく買取りが開始された後であっても、売電先を自由に変更することができます。
- ※ 弊社（一般送配電事業者）以外への売電を希望される場合は、買電を希望する小売電気事業者さまに直接ご相談ください。

いずれの電気事業者とも買取契約がなされない場合、暫定的な対応として、従来通り発電を継続することができるものとします。なお、買取期間満了後に売電先が不在となった場合、自家消費できず余剰となった電気は、弊社（一般送配電事業者）による無償引き取りとなりますので売電先変更の際はご注意ください。

## 弊社（一般送配電事業者）の新たなご契約条件

弊社（一般送配電事業者）への売電継続を希望される場合の新しい買取単価等、ご契約条件は以下のとおりです。

買取単価	XX.XX円/kWh（税込・消費税率10%）
契約期間	「買取期間満了日」の翌日から、翌4月の検針日の前日までとし、以降、双方に異議がない場合は、1年毎の自動継続といたします。
非化石価値の帰属	全て弊社（一般送配電事業者）に帰属するものといたします。 ※上記買取単価には非化石価値相当額を含みます。

- ※買取単価は本書作成日時点での買取単価であり、変更する場合があります。この場合、買取単価は上記によらず変更後の買取単価によるものといたします。
- ※買取単価を変更する場合は、弊社ホームページを通じてお知らせいたします。
- ※弊社（小売電気事業者）が九州本土で実施する「買取期間満了後のお客さま向けの新サービス」については、弊社の離島供給約款適用地域のお客さまは対象外となります。

その他のご契約条件については、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱〔送配買取〕」によります。契約要綱については、弊社ホームページをご確認ください。

九州電力WEBサイト（契約要綱のページ）

[http://www.kyuden.co.jp/company\\_liberal\\_elec\\_buy\\_index.html#keiyakuyoko](http://www.kyuden.co.jp/company_liberal_elec_buy_index.html#keiyakuyoko)

**本書類は、現在の買取契約に基づく買取期間の満了、および弊社（一般送配電事業者）による買取継続の際の契約条件を記す書類となりますので、大切に保管してください。**